

東京電力ホールディングス株式会社

衆議院議員 阿部知子

2021年10月8日

柏崎刈羽原発における核物質防護規定違反に対する  
小林喜光取締役会長の認識について（質問）

御社は9月22日に昨年の柏崎刈羽原発におけるIDカード不正使用および核物質防護設備の機能喪失事案への改善措置報告を記者発表しました。

その席で小林会長は、「今回の報告書の検証を通じまして、核物質防護規定違反を明確に示す事案は確認されませんでした」（[会見記録](#) 37:40）と発言しました。

しかしながら、本事案が「核物質防護規定違反」であることは原子力規制委員会の更田委員長が国会で何度も答弁されています（[別紙](#)）。

そこで発言の趣旨について確認致します。

1. 本事案は、更田委員長の国会答弁（[別紙](#)）の通り、核物質防護規定違反であり、そのための追加検査が実施され、御社も改善措置報告を行ったものと考えられます。小林会長におかれましては、本事案が柏崎刈羽原発事業者による核物質防護規定違反であるとの事実認識をしておられないのでしょうか。
2. 小林会長の「今回の報告書の検証を通じまして、核物質防護規定違反を明確に示す事案は確認されませんでした（[会見記録](#) 37:40）」は、いかなる趣旨で、誰に向け、何のために発言されたのでしょうか。原子力規制委員長の明確な核物質防護規定違反との指摘と異なりますが、どう対処されますか。

以上、2点、確認をさせていただきたく、ご多用のところ恐縮ですが、10月12日までに文書回答にてご説明をお願い致します。

(別紙)

柏崎刈羽原発における核物質防護規定違反に関する  
更田原子力規制委員長による答弁(抜粋)

■衆議院 予算委員会第七分科会 2021年2月25日

○菊田真紀子 (略) 一連の原子力規制委員会の判断は本当に適切なものだったと考えているのか、また、本事案は判断に影響を与えるものではなかったと考えているのか、規制委員長に伺います。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用の事案につきましては、核物質防護規定に違反となる事案でありまして、保安規定の判断に影響を与えたものではないというふうに考えております。

■衆議院 環境委員会 2021年3月3日

○近藤昭一 委員予算委員会第七分科会で菊田真紀子議員が取り上げています。それに対して更田委員長は、核物質防護規定に対して違反であると明確に答弁をされました。では、原子炉等規制法のどの条文に対する違反なのか、お答えをいただきたいと思えます。

○更田委員長 お答えをいたします。

今回の事案は、原子炉等規制法第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第四項に対する違反であります。

具体的には、発電用原子炉設置者及びその従業者は、核物質防護規定を守らなければならないと定められているものでございます。

■衆議院 経済産業委員会原子力問題調査特別委員会連合審査会 2021年3月18日

○阿部知子 二月の十日の日に私が予算委員会で更田委員長にお尋ねをした事案でありまして、いわゆる核物質防護規定違反であるというふうに委員長は明確に御答弁をされました。引き続いて、三月の九日、環境委員会で立憲民主党の近藤昭一議員の質問にお答えになって、今回の事案と申しますものは原子炉等規制法第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第四項に反する違反でありますというお答えで、これが何を意味するかという。四十三条の今度は三の二十に基づいて、事業者に対して、原子力規制委員会が許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずる理由になり得ること、すなわち、核物質防護規定違反は原子力事業者の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずる理由になり得ることと理解してよろしいでしょうか。

○更田委員長 そのとおり理解していただいて結構であると思えます。正しいと思えます。

